

木造住宅耐震対策事業の助成を受けるには？

- ↓
- 【条件】 ・診断の総合評価が基準以下の住宅
・在来軸組構法または枠組壁構法住宅

木造住宅耐震診断助成事業

限度額148,300円（市が14万円を助成。個人負担：8,300円） ※148,300円を超える費用は自己負担。

- ↓
- 【条件】 ・市の木造住宅耐震診断助成事業を受けていること・診断の総合評価が1.0未満の住宅
・在来軸組構法または枠組壁構法住宅

木造住宅耐震改修工事助成事業

費用の90万円までは市が3分の1を助成（市の助成金：最大30万円）
※残り3分の2と超える部分の費用は自己負担

- ↓
- 【条件】 ・市の木造住宅耐震改修工事助成事業の交付決定を受けていること

木造住宅耐震改修工事促進助成事業

- ①耐震化工事のみを行う場合
費用の6分の1を市が助成（最大15万円）
- ②耐震化工事に加え、住宅の修繕・補修等を行う場合
耐震化工事費用の18分の5を市が助成（最大25万円）

- ↙
- 各種税制控除
所得税の控除
固定資産税の軽減



住宅災害復旧補助金事業

市では、東日本大震災により被災した住宅の修繕、補修工事に対し支援を行っています。

- 事業期間 平成27年度まで
 - 補助要件 市内業者との契約で、補助要件に該当する修繕や工事で、20万円以上であること。
 - 対象者（①②をすべて満たす方）
①市内に所有する住宅に居住し、住民登録または外国人登録をしていること、②市で実施している他制度の補助金などを受けていない工事。
 - 助成内容 助成対象となる工事費の10%に相当する額（上限10万円）を助成。
 - 対象となる住宅 自己が所有し、居住する個人住宅または併用住宅。
- ☎建設課 ☎22-1326

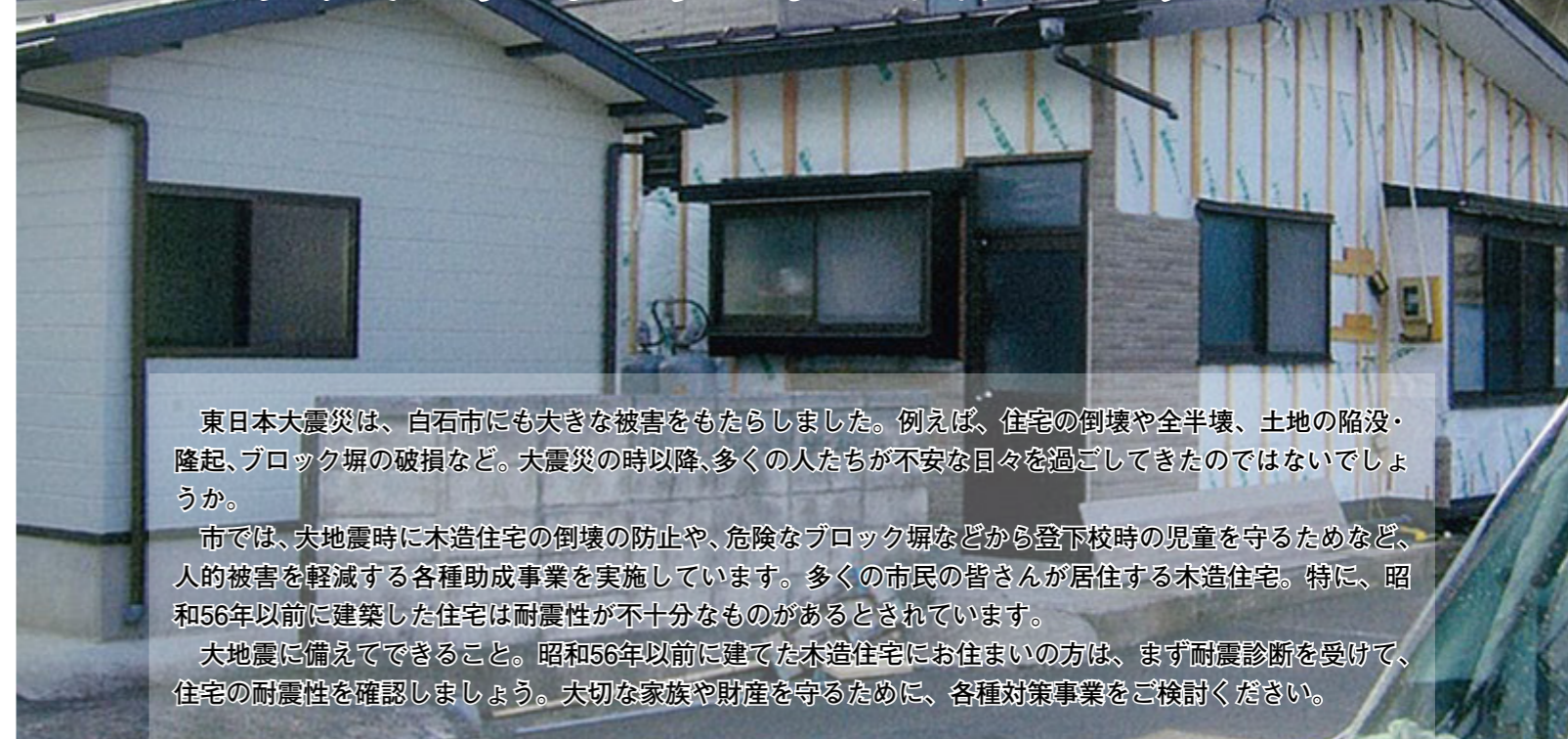
危険ブロック塀等除却事業

通学時の児童など、通行人の安全確保を目的に、避難所への公衆用道路に面した危険なブロック塀などを取り除く方に助成する事業です。

- 事業期間 平成27年度まで
 - 事業の対象 ①避難所への公衆用道路に面した危険なブロック塀などの一部または全部を取り除く方、②宮城県土木事務所や市が行う調査で、「D」または「E」の判定を受けたブロック塀など、③道路面からの高さが1m以上で、コンクリートブロック造り、石造り、レンガ造り、そのほか組積造りによる塀や門柱。
 - 助成内容 1件当たり最大15万円（除去するブロック塀などの面積（㎡）×4,000円の額を助成）。
- ☎建設課 ☎22-1326

木造住宅などの

耐震対策事業を実施します



東日本大震災は、白石市にも大きな被害をもたらしました。例えば、住宅の倒壊や全半壊、土地の陥没・隆起、ブロック塀の破損など。大震災の時に降、多くの人たちが不安な日々を過ごしてきたのではないのでしょうか。

市では、大地震時に木造住宅の倒壊の防止や、危険なブロック塀などから登下校時の児童を守るためなど、人的被害を軽減する各種助成事業を実施しています。多くの市民の皆さんが居住する木造住宅。特に、昭和56年以前に建築した住宅は耐震性が不十分なものとされています。

大地震に備えてできること。昭和56年以前に建てた木造住宅にお住まいの方は、まず耐震診断を受けて、住宅の耐震性を確認しましょう。大切な家族や財産を守るために、各種対策事業をご検討ください。

木造住宅耐震対策事業

①木造住宅耐震診断助成

- 「木造住宅耐震診断士」による耐震診断を行います。
- 事業期間 平成27年度まで
- 対象建築物 昭和56年5月31日以前に建築した在来軸組構法または枠組壁構法の木造戸建て住宅（現在の建築基準法耐震基準が施行される以前の住宅）。
- 助成内容 限度額は148,300円（市が14万円。個人負担8,300円）。148,300円を超える部分（建物の延べ面積が200㎡以上）の費用は自己負担。

②木造住宅耐震改修工事助成

- 耐震診断を受けた後、耐震改修工事を行う場合に補助します。
- 事業期間 平成27年度まで
- 対象建築物 木造住宅耐震診断助成事業で作成した耐震改修計画に基づき、改修設計・工事を行う住宅
- 助成内容 工事に係る費用のうち補助上限を90万円とし、その3分の1（補助限度額30万円）以内を助成

③木造住宅耐震改修工事促進助成

- 木造住宅耐震改修工事助成の補助を受ける方への上乗せの補助金です。
- 事業期間 平成27年度まで
- 対象者 木造住宅耐震改修工事助成の交付決定を受け

ている方

- 助成内容 ①耐震化工事のみ行う場合は工事費の6分の1（補助限度額15万円）を助成、②耐震化工事と併せて10万円以上の住宅の修繕・補修を行う場合は耐震化工事費の18分の5（補助限度額25万円）を助成。

④耐震改修促進税制

旧耐震基準の既存住宅を、現行の耐震基準に適合させる耐震改修工事を実施した場合、所得税や固定資産税の軽減を受けることができます。

●所得税の控除

平成21年1月1日から平成29年12月31日までに耐震改修を実施した場合、改修に要した費用の10%相当額（200万円上限。新消費税率の場合は250万円上限）を所得税から控除することができます。

※住宅借入れ金等特別控除は別途（返済期間が10年以上、工事費が100万円超などの条件あり）。

●固定資産税の軽減

平成25年1月から平成27年12月までの間に耐震改修工事が完了した建物は、120㎡相当部分まで固定資産税が翌年度から1年間、2分の1に軽減されます（改修費用30万円以上）。

☎建設課 ☎22-1326